

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立火葬場指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成29年7月6日（木） 午後7時15分から午後8時45分まで
開 催 場 所	市役所別館4階 第3委員会室
出 席 者	会 長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：江端 良二 委員、高橋 泰代 委員、渡辺 信久 委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)会長、副会長の選任について (2)委員会の運営について (3)枚方市立火葬場指定候補者選定について ①枚方市立火葬場の施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市立火葬場指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市立火葬場指定管理者選定基準について
提出された資料等の 名 称	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料1</div> 諮問書（写し） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料2</div> 委員名簿 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料3</div> 枚方市立火葬場の施設の概要及び管理運営状況について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料4</div> 枚方市立火葬場指定管理者募集要項（案） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料5</div> 枚方市立火葬場管理運営業務基本仕様書（案） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料6</div> 枚方市立火葬場指定管理者選定基準（案） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料7</div> 枚方市立火葬場条例 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料8</div> 枚方市立火葬場条例施行規則 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料9</div> 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程等（抜粋） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料10</div> 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する 条例 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料11</div> 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する 条例施行規則 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資料12</div> 地方自治法（抜粋・第244条の2） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">参考資料1</div> 提案上限額の積算根拠 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">参考資料2</div> 「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料

決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長に相模委員を、副会長に服部委員を選任することを決定</li> <li>・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料2の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開することに決定</li> <li>・枚方市立火葬場指定管理者募集要項(案)及び管理運営業務基本仕様書(案)について、原案のまま確定することを確認</li> <li>・枚方市立火葬場指定管理者選定基準を決定</li> </ul>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>本委員会の答申後に公表</p>
傍 聴 者 の 数	<p>—</p>
所管部署（事務局）	<p>環境部 環境保全課</p>

## 審 議 内 容

(開会 午後7時15分)

(事務局) ただいまから、第1回の枚方市立火葬場指定管理者選定委員会を開催いたします。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。皆さんのお手元にも、紙ファイルの中に資料1としてその写しをお配りしております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。本日を第1回とし、ご答申いただくまで全4回、ご審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。

(事務局) それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、お手元の紙ファイルに綴らせていただいております。ファイルを開いていただいて、最初に、本日の委員会の日程を記した紙が1枚ございます。

次に、資料1から資料12、また、参考資料1、参考資料2といたしまして、それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しております。

また、紙ファイルとは別に、指定管理者選定委員会の開催日程(案)というA4横長、1枚ものの日程表と、別紙 参考資料を、別途お配りしています。

資料は以上となりますが、配付漏れ等はありませんでしょうか。

(事務局) それでは、次に委員会への諮問内容に係る説明に移らせていただきます。

お手元の別紙 参考資料の裏面をご覧くださいませようお願いします。本委員会の諮問対象である枚方市立火葬場の選定内容について記載しております。資料の表、左側の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に本施設、枚方市立火葬場における選定内容を、また右の端の列には備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

上からまいります、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を公募することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年間としており、枚方市立火葬場につきましても5年間としております。

次に、指定管理料、利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって施設の管理運営を行うものとなります。これら選定方法については、前回、5年前の選定時と同様となります。

以上が本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。

なお、施設概要や募集要項、また仕様書等の詳細につきましては、後ほどご説明をいたします。

また、委員の皆様におかれましては、市長の諮問に応じ、申請団体、事業者が提案してまいります事業計画等の内容について、管理運営に当たっての費用、効果、管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

説明は以上となりますけれども、ここまでで何かご質問等ございますか。

(「意見なし」)

## 案件（１）会長、副会長の選任について

（事務局） それでは、案件をご審議いただきたいと思ひます。

まず、案件（１）会長、副会長の選任についてですが、本委員会には、本市条例の規定により、委員の皆様方の互選により会長、副会長を各１名置くこととなっています。事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならひ、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の相模太朗委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（事務局） ありがとうございます。

それでは、会長に相模太朗委員、副会長に服部純子委員をご選任いただくことをご承認いただきました。恐れ入りますが、相模委員、服部委員は、会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

〔会長、副会長席に移動〕

（事務局） それでは、会長、副会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思ひます。

（会長） ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、枚方市立火葬場指定管理者選定委員会として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

会議の進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

（副会長） ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。

相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

（事務局） それでは、以降は相模会長に、委員会の進行をお願いしたいと思ひます。よろしく願いいたします。

（会長） それでは、委員会を進めてまいります。まず、本委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、ご説明いたします。

お手元の指定管理者選定委員会の開催日程（案）をご覧ください。A４サイズ１枚ものの横長の資料で、机に置かせていただいているものでございます。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、４日間の日程で開催いただひてはどうかと考えております。

本日は、第１回目として、この後、資料３の施設の概要及び管理運営状況について、説明させていただきます。その後、資料４の募集要項（案）や資料５の仕様書（案）につきまして、ご説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からの御意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、資料６の選定基準（案）についてご説明いたします。この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。これにつきましても、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定していただければと考えております。また、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市において、その内容を確認いたしまして、７月１３日ごろからホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、８月２日から応募書類の受け付けを行う予定となっております。

また、第２回、次回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容につい

て、本市が求める要求事項を満たしているかをご確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法についてご審議いただきたいと考えております。

続きまして、第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施して、第4回の委員会で採点結果をご報告いたしまして、委員の皆様の方の合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

日程といたしましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ただいま事務局から説明のありました開催日程につきまして、委員の皆様から何かご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

では、次の案件に移ります。

## 案件(2) 委員会の運営について

(会長) 次に案件(2) 委員会の運営についてを議題とします。

事務局の説明、お願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。お手元にお配りしております資料9枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)をご覧ください。

この規定は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載しております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。また、第4条におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、本委員会でご議論いただく内容については、この第3条の(2)、枚方市情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、資料の裏面をご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この(6)意思形成過程情報を審議するものと考えており、会議を「公開しないことができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。次に、会議録の作成についてでございますが、規定の第7条第3項の(1)にありますように、審議の経過がわかるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記もしくは全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、またA委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、意思形成過程ではなくなった段階で公開する取り扱いとしていただいております。以上でございます。

(会長) ただいま事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) よろしいですか。それでは、お諮りします。

本件について、委員会の会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開すると、そのようなことでご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

次に委員会の提出資料の取り扱いについて、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、委員会の提出資料の取り扱い、公開・非公開についてご説明します。事務局としましては、さきほどご決定いただきました委員会の会議録と同様、委員会の提出資料につきましても、枚方市情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち意思形成過程情報に該当するものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。ただ、資料のうち、委員名簿につきましても、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表している現状がございます。

つきましては、この委員名簿の取り扱いについても、ここでご協議いただければと考えております。

以上でございます。

(会長) ただいま、事務局から委員会資料の取り扱いに関する説明がありましたが、委員の皆様から、この点に関して何かご質問、ご意見ございますか。

(C委員) 委員名簿は、答申前にも出すのですね。

(事務局) 事務局では、そうできればと考えています。

(C委員) 指定管理者に応募してきている者が個別にアクションしてくるというリスクはあるわけですが、終わってから公開するということは考えられなかったのですね。

(事務局) 募集要項の留意事項の中に、申請団体等は、選定委員会委員に対して、接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合は失格とすることがある旨を記載しています。

(C委員) そうですね。わかりました。

(会長) 今、お話にありました委員名簿の取り扱い、公開の範囲ですが、私の意見として、今掲げてある資料2の所属と肩書き、そして名前、その程度で公開してはどうかと思うのですが、皆様、ご意見いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

(会長) よろしいですか。それでは、この点についてもお諮りします。

本件について、委員会の提出資料などについては、本委員会の答申後に公開とすることとする。ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表すること、これでご異議ないでしょうか

(「異議なし」の声あり)

(会長) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

では、次の案件に参ります。

### 案件(3) ①枚方市立火葬場の施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 案件(3)の①、枚方市立火葬場の施設の概要及び管理運営状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、説明させていただきます。資料3枚方市立火葬場の施設の概要及び管理運営状況についてをご覧ください。

現行の管理運営体制でございますが、①の管理事業者をご覧ください。指定管理者は五輪・日本管財グループで、火葬炉メーカーの株式会社宮本工業所の関連会社、五輪とビル管理などの建物の管理業務を行う日本管財株式会社のJVとなっております。代表団体は株式会社五輪となっております。

次に、②の管理運営体制をご覧ください。勤務時間は、施設の開場時間となっております、9時半から18時までとしております。また、人員体制ですが、総括責任者を1名置き、休暇等で不在の場合は代理者が総括責任者の業務を行っております。また、事務所内には必ず1名が滞在し、火葬場内管理として、告別及び収骨には、1件当たり1名以上、火葬中には炉室に1名以上が、必ず従事する体制となっております。そして、車両誘導業務として、火葬場進入口

及び駐車場内に2名の職員を配置しています。

続きまして、③の休場日ですが、1月1日と市長が特別な理由があると認めた日としておりますが、これまでに特別な理由による閉場の実績はございません。

次に、利用状況一覧をご覧ください。ここでは、現行の指定管理業者が運営を行ってきた過去4年間の実績を記載しております。

まず、火葬施設ですが、利用件数の合計は、平成25年度が3,992件であったものが年々増加をしております。平成28年度は4,457件となり、約11.6%の増加となっております。この増加の理由ですが、市外利用者が平成25年度から28年度にかけて増加しております。これが主な原因だと考えております。

次に、待合室等の利用状況をご覧ください。待合室ですが、利用者数は緩やかな増加傾向となっております。霊安室ですが、受け入れ後は葬儀などの理由による施設外への搬出はお断りしており、こうしたことから一部、やむを得ず葬儀ができない方などの利用にとどまり、件数は少なくなっております。

次に、資料の2ページに移りまして、収支状況一覧表をご覧ください。収入ですが、指定管理者の収入は、指定管理料として平成25年度が8,714万5,000円で、平成28年度は8,676万7,000円となっております。

次に、指定管理者の支出ですが、平成25年度は合計8,740万7,000円で、平成28年度は8,410万8,000円となっております。収支差額につきましては、平成25年度は赤字であったものの、平成26年度以降は若干の黒字となっております。4年間トータルとしても黒字となっております。

次に、予約システム登録状況ですが、火葬場予約システムを利用するには登録が必要であり、希望する葬儀関係者が登録しているもので、平成29年7月1日現在で153社となっております。

次に、目的外使用許可の状況ですが、軽食コーナーにおいて、軽食を提供している事業者がエクセル・サポート・サービス株式会社で、許可期限は、平成31年3月31日となっております。また、清涼飲料水と冷凍食品の自動販売機設置業者は、コカコーラ・ウエスト株式会社で、許可期限は、平成32年3月31日となっております。

次に、3ページ目に移りまして、施設の概要につきましては、資料のとおりとなっております。

以上で説明は終わります。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました施設の概要と管理運営状況について、委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。お願いします。

(C委員) 2ページ目の支出の総合管理システム保守費について、平成28年度は記載されていませんが、どうなっていますか。

(事務局) 指定管理を始めた頃については、ソフトウェアの保守費のみを指定管理料に含めていましたが、28年度から新たなシステムに、市で更新して、その管理がソフトとハード一体の管理ということになりましたので、その時点で、その費用については、市からの支出ということで変更しております。28年度から指定管理料については、その分を差し引いた形でお支払いしているという形になります。

(C委員) わかりました。

(会長) ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

では、私から。現在の指定管理者、五輪・日本管財グループですが、これは5年前に決まったということですね。5年前は何社ぐらい出られて、その中から選ばれたのですか。

(事務局) 5年前、前回の平成24年度の公募時は4社ございまして、平成21年度の公募時、一番初めが3社の公募がありました。

(会長) ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、先に進めます。

### 案件（3）②枚方市立火葬場指定管理者募集要項、基本仕様書について

（会長） 案件（3）②枚方市立火葬場指定管理者募集要項、基本仕様書についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

（事務局） それでは、資料4枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者募集要項（案）及び資料5枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）管理運営業務基本仕様書（案）に基づきご説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の申請者の資格や提出を求める申請書類の内容などといったルールや手順を記載した書類となります。また、基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容、仕様を記載した書類となります。

先ほど説明いたしましたとおり、本日、これらの内容につきまして、委員の皆様からのご意見等をいただき、市におきまして内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。

まず、資料4の募集要項をご覧ください。概ねの内容につきましては、前回と同じでございますが、一部変更しているところがございますので、要所をご説明させていただきます。

まず、1ページ、1. 対象施設として、施設概要を記載しております。

2. 業務の範囲・内容でございますが、※印のある業務は第三者に委託することはできないとしております。（2）の火葬炉設備維持管理業務の②日常点検・保守業務の括弧内のただし書きについてですが、保守業務において、指定管理者による実施が困難な修繕等が発生した場合は、外部委託について別途協議するとしております。これは、日常的な点検や保守業務については、指定管理者の責任で行っていただきますが、修繕等を伴う場合で、指定管理者での実施が困難な場合などは、協議により外部委託も認める旨を明記したものでございます。

2ページをご覧ください。次に、3. 管理の基準でございますが、（2）開場時間の下の枠内で、1日の最大火葬件数は、前回15件でしたけれども、平成26年から17件に変更しております。今後さらに火葬件数の増加が予想されることから、今回さらに1件増やし、最大火葬件数を18件としています。

次に、4. 指定の期間につきまして、公募による施設については、5年とする本市の方針のとおり、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5か年とします。

次に、3ページをご覧ください。5. 提案上限額は5か年の指定管理料の合計額として4億6,026万3,000円としております。火葬と空調に使用するガス使用料につきましては、件数の増加等の変動要素が多いことなどから、今回も市が支払うものとしております。提案上限額の積算根拠につきましては、後ほど説明させていただきます。その下の行ですが、今回の指定候補者募集に当たり、調査基準価格を設定しております。当該価格を下回る提案額での申請があった場合は、その提案額により、適正な業務履行が可能か否かについて、申請者から調査書類の提出を求めるなどにより、指定管理者選定委員会において審査するものとしております。この調査に際しましては、数値的判断基準値を設けておりまして、申請者の提案額の平均の85%を下回った場合は失格となります。

次に、6. 施設使用にあたっての条件ですが、①遺体の火葬について、市町村の許可を受けている者であること及び②妊娠4カ月未満の死胎等または生体の一部の処理について市長が認めた者であることとしております。

続きまして、7. 行政財産目的外使用許可の取り扱いにつきましては、1階の軽食コーナーでの軽食販売と、自動販売機の設置につきましては、指定管理業務とは別の業者が行う旨の記

載と合わせ、利用者サービスとしては欠かせない事項であることから、指定管理者の協力を要請しております。

次に、8. 指定管理者業務従事者通勤車両の駐車スペースでございますが、駐車スペースにつきましても、前回同様、確保できないとしておりますが、現指定管理者が通勤に使用する自転車やバイクにつきましても、施設の運用に支障のない場所に駐輪を認めていますことから、別途協議としております。

9. 備え付けの備品・物品等一覧につきましては、15ページから17ページの別表1、備え付けの備品・物品等一覧のとおりとなっております。また、市が貸与する備品が経年劣化等により業務の用に供せなくなった場合、あらかじめ市と協議を行った上で、指定管理料により当該備品の調達をするものとしております。

次に、4ページに移りまして、10. リスク分担につきましては18ページの別表2をご覧ください。内容につきましては、前回と同様となっております。指定管理者の責めによらない場合、市の負担とするなど、リスクの内容によって分担を明確にしております。

次に、4ページにお戻りください。11. 提案にあたっての確認事項でございますが、これは後ほどご審議していただきます枚方市立火葬場指定管理者選定基準にかかわりますことから、詳細はその際にご説明させていただきます。

次に、6ページの下の方をご覧ください。12. 指定管理者に付与する権限としましては、(1) 枚方市立火葬場条例第7条に規定する使用の許可等に関する権限及び(2) 枚方市立火葬場条例施行規則第10条に規定する入場の制限に係る権限となります。(3) は、市が承認した場合は、施設の改修が可能としております。

7ページをご覧ください。13. 経理に関する事項、(1) 使用料金でございますが、前回同様、利用料金制度は適用しないものとしております。

次に、14. 申請者の資格でございますが、(1) ですが、火葬に係る委託業務または火葬場の指定管理者のいずれかを2年以上の複数年行った経験があり、火葬場の管理運営業務に知識を有する者で、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人または団体としております。

次に、8ページをご覧ください。15. 指定管理者の義務につきましては、墓地・埋葬等に関する法律上における火葬場の管理者に係る義務、並びに秘密保持義務、法令の遵守、情報公開への対応、施設利用者等からの意見、要望への対応等を10ページまで記載しております。

10ページの下の方から11ページにかけて、16. 提出書類について記載しております。

11ページの下からは、17. 複数法人等が構成するグループ(JV)で申請する際の留意事項を記載しております。

次に、12ページから13ページにかけて、申請受付までの日程を定めております。18. 募集要項、指定申請書、様式等の配布につきましては、7月13日木曜日から9月4日月曜日までの間で、配布場所は環境保全課としておりますが、ホームページからのダウンロードも可能といたします。施設及び設備に関する竣工図面、取扱説明書等の閲覧につきましては、配布と同じ期間中の10時から15時としております。

19. 施設説明会及び質疑期間につきましては、現地での施設説明会を7月20日木曜日に予定しております。1日の設定といたしております。質疑期間は7月21日金曜日から7月28日金曜日の17時まで、受付はメールのみとしております。

13ページに移りまして、回答日時は8月2日水曜日の13時から枚方市公式ホームページに回答を掲載する予定にしております。

次に、20. 申請書受付の期間ですが、8月2日水曜日から9月4日月曜日までの期間で、受付場所は所管課(環境保全課)としております。

次に、21. 選定については、本選定委員会の構成やプレゼンの実施などを記載しております。

14ページには、留意事項としまして、選定委員への接触による失格の可能性についても触れ

ております。

募集要項の最後の25. その他でございますが、指定管理者の責によらないと市が判断した経費の増額は別途協議する旨、記載しております。

別表といたしまして添付しておりますのが、15ページから17ページの別表1、備え付けの備品・物品等一覧表、18ページに別表2のリスク分担表、19ページの別表3が管理運営状況一覧表となっております。別表3の②の管理運営体制の現行の管理運営体制の【火葬場内管理】で、1日の最大受入れ件数17件が、表の右側が平成30年度以降の管理運営体制の【火葬場内管理】で、1日の最大受入れ件数が18件と変更しております。また、車両誘導業務といたしまして、2名の配置とさせていただきます。配置場所等は、後ほど仕様書の中でご説明させていただきます。

その下、利用状況一覧表等のその他の項目につきましては、先ほど資料3で説明させていただきましたとおりとなっております。

募集要項の説明は以上となりますが、続きまして、指定管理料上限額の積算根拠についてご説明させていただきます。

参考資料1をご覧くださいませでしょうか。

基本的な考え方は、平成28年度から総合管理システム保守業務を指定管理業務から外しており、今回の公募における提案上限額は、この総合管理システム保守費を除いた現指定管理期間における単年度平均の指定管理料を基本としています。ただし、10年を経過した施設につきましては、経年劣化による補修が急激に増加することも予測され、建物施設の30万円以下の補修を3回、火葬炉施設につきましても、定期的な大規模補修は市で行うものの、経年劣化に加え、火葬件数の増加に伴う部分的な補修の増加が予測されますことから、年5回分を増額としております。これは、当施設が周辺環境に与える影響が大きいことから、火葬炉施設はもとより、換気施設等の建物施設についても、十分な維持管理を見込んだ提案の受け皿として必要があると判断したものでございます。また、受入れ件数が毎年約100件増加することを見込み、必要な電気料金、消耗品費を増額するものです。金額につきましては、単年度の指定管理料9,015万200円の5か年分と、増額予定の消費税分を加算しまして4億6,026万2,473円を次期指定管理料の上限額として設定いたしました。なお、1,000円未満の端数につきましては切り上げるものでございます。

続きまして、資料5の枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)管理運営業務基本仕様書(案)についてご説明させていただきます。

この仕様書は、火葬場の管理運営に当たっての原則的な要件を記載したものであり、この仕様書を踏まえて、指定管理者は効果的かつ効率的な管理運営を実施するものでございます。こちら、内容については、ほぼ前回と同様となっておりますが、一部変更がございますので、要所についてご説明させていただきます。

まず、1ページの2. 業務の対象施設の3つ目の表の【指定管理業務対象施設の予測火葬件数等】につきましては、これまでの実績をもとに新たに予測しております。予測は、5年後の最終年を予測年としております。

次に、3ページをご覧ください。4. 業務実施方針には、指定管理者が業務を行う上での方針を、5. 関係法令との遵守では、火葬場を運営するに当たって遵守しなければならない関係法令や参考文献等を記載しております。

次に、4ページをご覧ください。6. 業務実施体制では、所長や従業員の役割を明記しております。また、人的な管理運営業務を効率的に行うよう、(3)従業員、⑤で、従業員は指定管理者が雇用する者とし、流動的な人員配置による効果的な運用を行うこととしております。

5ページから7ページにかけては、安全管理、対外折衝、個人情報保護などの基本的な事項を記載しております。

8ページからの業務要求事項についてでございますが、指定管理者が行う業務のそれぞれについて必須事項を上げております。

(1)の一般管理業務では、使用許可や使用料の収納業務などを、8ページから9ページにかけての(2)火葬炉維持管理業務では、火葬炉の運転、監視、残骨灰の処理などの業務の要求事項を記載しております。

9ページの中段下の※印、排出ガス等測定についての項目ですが、再測定に関しましては、一部の測定項目において、指定管理者の責めによらない理由により超過する場合もございますことから、市の指示があれば再測定を行うとの文言にしております。

10ページの(3)火葬運営業務では、告別や収骨などの業務について、それぞれの要求事項を記載しております。

ページの中ほど、(4)建築設備等保守管理業務では、エレベーターや空調等の建物施設の維持管理についての要求事項を記載しております。建物施設につきましては、要求内容の全てを記載することが困難であることから、参照事項におきまして、本仕様書において定めのない事項につきましては、国土交通省監修の建築保全業務共通仕様書を参照することとしております。こちらにつきましては、仕様書3ページの参考文献にも記載しております。

11ページに移りまして、仕様書の最後の(7)ホームページ作成・維持管理等業務につきましては、指定管理者が当施設のホームページを別途作成し、適宜更新するものとしております。

次ページからは、添付資料となります。

まず、火葬場の運用時間帯を添付しております。今回、最大受入れ件数を1件増加し、18件としましたので、原則、この表をもとに火葬業務を行っていただきます。

次ページからは、総合管理システムの概要を添付しております。

2枚めくっていただいて、次の火葬炉保守等作業表につきましては、中段の指定期間中に予測される30万円以下の維持補修では、期間中に予測される修繕改修項目の記載と合わせ、年次的に行う炉台車耐火材の張替え等の大規模工事については、市で行うことを明記しております。下段の消耗品の項目では、予測件数に合わせ若干変更しております。

次ページからの火葬運営業務標準仕様書では、指定管理者が火葬に係る業務を行う上で、最低限必要な水準について記載しております。

次に、枚方市立火葬場施設概要を添付しておりますが、詳細についての説明は割愛させていただきます。

次に、主要電気設備メーカー一覧表があり、その次に、主要機械設備の一覧表が7ページ分あります。その次が、建築設備等保守点検作業表となっております。

その次が、清掃要領を、その次に、車両誘導業務及び駐車場管理業務要領を添付しております。車両誘導業務の図の中で、②と記載している配置ポイントの要員につきましては、常時車両の出入りがないことから、可能な限り効果的な人員配置が可能となるよう、業務に支障のない範囲で管内警備等の他の業務との兼務が可能としております。

次に、機械警備業務詳細仕様書を、最後に建物図面を添付しております。

以上で、簡単ではございますが、**資料4**、**資料5**についての説明とさせていただきます。

次に、**資料4**の募集要項の後ろの方に添付しております別紙事業計画確認事項一覧について補足説明させていただきます。

この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しております。申請団体は、その右隣の提案内容の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。これら右側2列の記載内容は、申請

団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと作成していただく位置づけになります。

委員の皆さんにご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で、審査の参考にいただければと考えております。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

ただいま説明のありました点につきまして、委員の皆様、何かご質問、ご意見ございますか。では、私から。調査基準価格というのは、5年前にはありましたか。

(事務局) 調査標準価格は、平成29年3月に策定した「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」で、今回新たに設定した項目となっています。

(会長) 先ほどお聞きしていると、最大受入れ件数がプラス1ということですね。それ以外に何か募集要項、基本仕様書は変わらないと思うのですが、何か変わったところがありますか。

(事務局) 基本的には大きな変更はございませんが、主な変更点は、一日の最大受け入れ件数を18件に増加したこと、提案上限額の積算の際に、施設の老朽化を踏まえ、修繕の回数を多くみたことなどです。さらに、制度としての変更点としましては、**資料4**の3ページに示しておりますとおり、設定した価格を下回った場合に選定委員会で適正な業務履行が可能かどうかを検討する調査標準価格を設定しています。さらに、申請者の提案額の平均の85%に相当する価格を数値的判断基準値とし、この価格を下回った場合は失格となります。

(会長) 提案額の平均の85%に相当する価格を下回った場合は、プレゼンテーションに進めないということですね。

(事務局) そうです。

(会長) あと、修繕を多く見込んだという話がありましたが、そのとおりだと思いました。事業計画の審査では、そういった点もしっかり見た方がいいということですね。

(事務局) はい、施設の維持管理に関する計画については、老朽化への対応がどうなっているか、といった視点からも見ていただけたらと思います。

(会長) わかりました。

ほかに、委員の皆様、何かご意見、ご質問ございますか。

(B委員) **資料4**の1ページ1. 対象施設のその他で、宮型霊柩車の乗り入れを禁止しているというのが書いてあるのですが、この理由を教えてくださいませんか。

(事務局) 宮型霊柩車というのは、神社や神輿などを模した装飾の霊柩車です。平成20年に火葬場を新設した際に、地元の方とのお話の中で、宮型霊柩車の乗り入れを禁止し、洋型霊柩車で乗り入れとしています。

(B委員) ありがとうございます。

(会長) ほかに何か。

(C委員) 排ガスに関することで、今まで地域住民から問い合わせ、苦情等は一度もなかったのですか。

(事務局) 排ガスや臭気に関する苦情はありませんが、気温などの気象条件により、煙が白く見える場合があり、地域住民の方々から問い合わせをいただいたことはありました。

(C委員) 水銀は規制には入らないですね、火葬場は。調べてはいないけど、大気汚染防止法で、ダイオキシンは、規制に入っていましたよね。

(事務局) 火葬場は大気汚染防止法などの規制の対象とはなっておりませんが、環境目標という形で規制基準値をベースに自主基準値を設定しています。また、ダイオキシンについては、規制基準値の10分の1を環境目標値としています。

(C委員) 最初に会長にご指摘いただきました85%で失格の件ですとか、あと長期修繕の事務を最初から積算で積み増ししているとか、あともう1件、資料4の14ページ目に、指定管理期間中に指定管理者の責によらない事由である何らかの経費の増額が要った場合には別途協議、これはたしか前もあった事項だと思うのですが、こういったところを決めておくことによって、大幅な修繕が必要になる場合、例えばダクトに穴があいていたとか、そういうことがあった場合にも、これで対応できると見て、安心してこれを任せることができると感じております。

前回、前々回、と委員会には3回目になるのですが、2回目のときに、かなり強硬に、装置が傷んできているのを知らない業者が無理やり安い金額を入れてとってしまった場合、どうなるのかと、かなり心配した覚えがありますが、今回は、金額が低いことによって、状況を知らないという見方をすることができるのと、あと、もしも日常的な金額を算出して仕事をとったとしても、何らかの不具合があった場合には、この条項によって装置を健全に保つことができるということで、仕組みは十分に整ってきていると考えます。

(会長) 老朽化が進んでくると、そういうところが一番大事になってきますよね。わかりました。ありがとうございました。

(A委員) 1日の火葬の受け入れ件数を1件増加してあるのですが、施設的には17件のときと何ら変わっていないわけですね。それが1件増えたというのは、先ほどの説明で、これから増加が予測されるであろうということで、件数を増やしたということがあるのですが、年間の火葬件数の増加もさることながら、繁忙期とっていいのか、いわゆる冬場につきましては、18件ではまだまだ足らずに、長い間、お待ちになるご遺族様もおられる可能性もあります。

現実的に、それがなぜ1件増なのか。なぜ、20件でないのかというのは、その辺の考え方はどうなっているのでしょうか。

(事務局) 年間の稼働率は現状で約70%となっています。しかしながら、1日の最大受け入れ件数が17件ということで、1日に18件以上の利用希望者があった場合に、受け入れができない可能性があります。システムで予約しているため、17枠すべてが利用された日にどれだけの希望者があったのかは不明ですが、前年度は17枠すべて利用された日は年間で52日ありました。特に冬場であれば1日火葬を遅らせることも可能ですが、2日以上続けて、満員となったのが10回ほどありました。希望されても利用できない方を少しでも減らすため、増枠を検討し、1枠の増枠であれば、現状の人員の範囲内で運営が可能であることから、今回、そうさせていただきます。

(会長) ほかに何かありませんか。

(副会長) 他市には、火葬場がないところがいっぱいありますよね。市外からの受け入れ件数は、どういう割合になっていますか。

(事務局) 他市からの受け入れの割合ですが、全体の受け入れ件数が4,457件で、その内、市外の件数が915件、大体2割ぐらいの利用があります。

(C委員) それは、増えているのですか。

(事務局) そうですね、年々ちょっとずつ増えています。

(C委員) 私はちょっと乱暴なことを言いますが、他市の分を考えて、17件を18件、19件に増やす必要はないと思います。ほかの自治体もそれなりに努力するべきです、火葬場の件数でもめているところが幾つもあるのですよ。枚方市さんだったらやってもらえるからということで、余りご利用されても、地元の間人としてはうれしくないのと、あと、本来の自治体のすべき仕事として、やはり各自治体で市民の方が亡くなったときには、きちんと火葬するべきなので、17件を18件にするぐらいがちょうどいいところだと思っております。

(会長) ほかに何か。

(B委員) 資料5の火葬場の運用時間帯の表ですが、縦軸に業務時間があるのですが、横軸

のところ、補助炉と書いてあるだけで、空欄のところは1号炉とか2号炉ということになるのですか。

(事務局) そうです。

(B委員) それの稼働という見方ですね。そうしたら、1号炉を使うのは10時30分から骨上げまで2時間弱、それから、その次は間をあけてということになりますか。

(事務局) そうです。

(B委員) わかりました。

それと、もう1点ですが、これは指定管理業者には関係ないことだと思うのですが、**資料7**の5ページです。ここで聞きたいのは、火葬場というか、枚方市民は大人2万円、市外の者は7万円という金額ですが、他市と比べて、この金額というのはどのような。神戸市は1万2,000円だったのですが。

(事務局) 正確な金額は把握できていませんが、他市と比較して、大きな違いはありません。

(B委員) 大体、平均的な金額ですか。

(事務局) そうですね。

(B委員) これは、いわゆる他市が7万円で、枚方市が2万円ということは、5万円の補助をしているという考え方ですか。それとも、それは枚方市民の市税から賄っているということですか。

(事務局) 市外の方は、維持管理経費に、施設の整備費用も考慮して金額を設定しています。一方、市民の方は、維持管理経費のみを考慮して、金額を設定しています。

(B委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) ほかに何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

(C委員) 私、前に見学させてもらった覚えがありまして、たしか炉は8体あって、これから増えていけば、新しい炉を入れるという話を聞いたのですが、全部稼働しているのですね。

(事務局) そうですね。平成26年に4炉増やして、全部稼働しています。

(C委員) そうですね。ありがとうございます。

(会長) それでは、本件につきましては、説明のありましたとおりの募集要項と基本仕様書と、そういうことで了承いたしますので、よろしく願います。

次の議題に移ります。

### 案件(3) ③枚方市立火葬場指定管理者選定基準について

(会長) 次に、案件(3) ③枚方市立火葬場の指定管理者選定基準についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、選定基準についてご説明します。

**資料6**枚方市立火葬場指定管理者選定基準(案)をご覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性、実現性、確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2としまして、本委員会の審議体制について、3としまして、審議・採点の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、ご採点いただく旨を記載しております。

次に、4としまして、選定結果の公表につきまして、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。II. 選定委員会における審議の内容についてご説明します。

まず1. 内容審査でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左側の欄の要求事項を単位としまして、2ページに記載のとおり、各委員にAからEまでの5段階でご評価いただきます。仮に全ての要求事項でA評価、満点をつけられた場合、委員1人当たりで120点満点となりまして、委員5名で合計600点満点となるものでございます。

次に、Ⅲ. 指定管理料につきましては、資料2ページの下の方に記載している計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料5年間分の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の400点とし、基準との価格差の割合を400点から差し引きして点数化するものとしております。

次に、Ⅳ. 総合評価についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査600点満点と指定管理料400点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式で行っていただくものとしております。

恐れ入りますが、審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては、[参考資料2](#)資料6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料によりご説明させていただきたいと存じます。

[参考資料2](#)をご覧くださいませでしょうか。

1. 先ほどの説明と重複いたしますが、まず指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の合計1,000点満点とする総合評価方式でございまして、指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を400点とし、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式による算出するものです。

次に、内容審査の600点満点につきましては、委員1人当たりの持ち点である120点が委員5人分で合計600点となるものです。この採点につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております選定基準（抜粋）のとおり、①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった要求事項を単位として、AからEの5段階評価を行っていただくものとなっております。

資料の2ページ目をご覧ください。採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかをご確認いただきます。資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである事業計画確認事項一覧でございます。この資料を目当てに、本市の求める確認事項に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページをご覧ください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかについてご判断いただきます。なお、事業計画書の記載内容だけで、確認事項を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。その上で、まずパターン①と記載しておりますが、確認事項を満たしているにご判断された場合でございます。本市が求める基礎的事項である確認事項を満たしている場合は、まず基礎点のC評価であることが確定します。つきましては、続いて加点事項に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。加点事項とは、申請団体の提出する事業計画書において、確認事項を上回る提案がなされている場合に、加点するための目安となる事項でございまして、その内容につきましては、資料下段の図、選定基準（抜粋）におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば①経営方針において、1から3の加点事項がすべて満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となるものです。

資料の4ページ目をお開きください。次に、パターン②としまして、確認事項を満たしてい

ない場合の取り扱いでございます。確認事項を満たしていない場合は、C評価とはならず、A評価やB評価にもなりません。つきましては、減点に係る評価であるD評価またはE評価のご判断をいただくものとなります。それぞれD評価は確認事項についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、E評価は確認事項についての記載がない、または、確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただし、例えば申請団体のプレゼンテーションで内容が不明確な部分が明確になった場合など、D評価と思われていたものをC評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に、資料最下段に参りまして、行程③といたしまして、最終的な評価をご確定いただきましたら、事務局において、委員の皆様の採点結果と指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様に提示させていただきます。

以上が審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページ以降には、内容審査の採点と得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、AからEでご評価いただきますが、その得点化につきましては、事務局にて行うこととしております。

次に、**資料6**にお戻りいただけますでしょうか。4ページから8ページにかけての事業計画に関する内容審査をご覧ください。前回の審査内容とほぼ同じ内容となっています。

要求事項としましては、大きく6つの事項に分けております。

まず、1. 申請団体の経営方針等に関する事項につきましては、①経営方針については、1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がされているかどうか。2として、休業制度が確保されているかどうかについての確認事項となっています。その右側の欄が左側の欄に対する加点事項となっています。番号は通し番号となっています。

次に、2. 施設の経営方針に関する事項につきましては、①施設の現状に対する考え方及び将来展望、また5ページの②施設運営に関する計画についての確認事項及び追加事項となっています。

次に、6ページの3. 施設の管理に関する事項につきましては、①人員配置に関する計画及び施設の維持管理に関する計画に関しましての確認事項及び追加事項となっています。

次に、7ページ下の4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、8ページの5. 緊急時における対策に関する事項につきましてはの確認事項及び追加事項となっています。

6. その他としまして、利用サービスを維持、向上させる具体的取り組みについての事項や環境に配慮した管理運営に関しての確認事項となっています。

選定基準の説明は以上です。

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明にありました選定基準について、委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。

私から質問ですが、5年前と基準を変えたものはありますか。

(事務局) 基準自体は基本的には変えていないです。

(会長) わかりました。

(B委員) 配点ウエイトも5年前と同じですか。

(事務局) 基本的に配点ウエイトは、変更していません。1の③で、確認事項として経営の継続性、安定性といった項目を追加しています。

(B委員) ほかの指定管理も大体そのような形で配点ウエイトをかけられているのですか。

(事務局) 基本的に、項目は変わりません。情報公開や施設の維持管理、会社の経営方針などの項目は、ほとんど同じです。施設の特성에応じて、運営のウエイトを少し大きくしたり、管理のウエイトを少し大きくする場合はございますが、そんなに大差はないかとイメージしております。

(B委員) ありがとうございます。

(会長) ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

(C委員) 5年前の前の選定の際にも確認したかもしれませんが、残骨灰、集じん灰の処理について、事業者から提案を求める内容となっていますが、それでよかったのでしょうか。廃掃法の対象となる場合、市の施設から発生するので、市の責任で処理することになると思うのですが。

(事務局) 廃掃法の対象ではないと思うのですが。

(C委員) 人を火葬した場合は、廃棄物にはならないので、そうですね。しかし、妊娠4ヶ月未満の場合、廃棄物扱いとなると思うのですが。正確に、こういった根拠で処理が行われているのか、調べていただきたい。

(事務局) 供養の対象ということで、廃掃法の対象とはならないと考えますが、きっちりと調べて後日、お知らせします。

(会長) 委員からほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、選定基準につきましては、ただいま事務局から説明がありましたとおりの選定基準に基づき選定を行うと、そのようにいたしますので、お願いします。

では、次の議題に参ります。

#### 案件(4) その他について

(会長) (4) その他の事項について事務局から説明、何かありますか。

(事務局) 次回の枚方市立火葬場指定管理者選定委員会につきましては、9月14日木曜日、午後5時から市民会館の第2集会室にて開催させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

なお、審議対象の枚方市立火葬場の現地視察につきまして、事務局といたしましては、ご希望がございましたら、次回の委員会の開催に合わせて、調整させていただければと考えております。いかがでしょうか。次回の会議終了後に、もし見たいという方がおられましたら、事務局へお声がけいただければ対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、本日の資料につきましては、そのまま席に置いていただきましたら、事務局で次回の会議まで保管させていただきます。

また、本日お持ち帰りいただいても結構でございますが、次回、必ずお持ちいただけるようお願いします。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、枚方市立火葬場指定管理者選定委員会を閉会します。

委員の皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。

(閉会 午後8時45分)